十一　初期利子　平成二十五年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において同じ。）。

$$額面金額\times\frac{0.07}{100}\times\frac{1}{2}$$

十二　後第二利期子以　毎年三月十五日及び九月十日に属するいずれかの日に支払うこととし、その日以前六月間に発行された金額を支払期において、その日以前六月間に発行された金額を支払期において、その日以前六月間に発行された金額を支払期において